

甲斐市教育委員会第4回定例会議事録

- 1 日 時 令和7年7月29日（火）午後1時30分
- 2 場 所 竜王北部公民館 3階 視聴覚教室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】米山祐希職務代理者 小林啓子委員
金子初男委員 千野国弘委員
【説明員】大鳥正之教育部長 小田切英規教育総務課長
小山田拓也学校教育課長 大柴宏之生涯学習文化課長
樋口一図書館長 小野貴博学校教育指導監
長田大地学事係長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 内野真理教育総務係長 古屋善之教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 C委員 A委員
- 8 前回議事録の承認 令和7年度 第3回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題
第1号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 11 その他
 - (1) 令和7年度地教委学校訪問の意見集約について
 - (2) 甲斐市フリースクール等利用料助成事業について
 - (3) 「愛のパトロール」について
 - (4) 8月の行事予定について
- 12 閉 会 午後3時

○開 会

教育長

開会を宣する。(午後 1 時 30 分)

○あいさつ

教育長

改めまして、こんにちは。7月定例会にご出席くださいましてありがとうございます。

学校では1学期が無事に終了し、夏季休業に入っております。委員の皆様には、猛暑の中、学校訪問にご協力いただきありがとうございました。様々な視点からのご指導と励ましの言葉をいただき学校からは、感謝の言葉が届いております。この後、その他の項目で意見交換いたしますが、委員の皆様にもその場でご感想等いただきたいと思います。

今年も連日、猛暑のニュースがあり、命の危険とも言われる熱中症対策の重要性が盛んに呼びかけられています。お互いに健康管理には十分気を付けていきたいと思います。この挨拶は、令和6年の7月30日にまったく同じ挨拶をしておりますので、このような暑さが昨年、今年と、おそらく来年もずっと続いていくのではないかと感じます。

この時期になると、子どもたちの水の事故などのニュースを目にすることが多くなります。本市の子どもたちが、安全で有意義な夏休みを過ごし、元気に2学期を迎えて欲しいと願っているところです。

7月は、青少年の非行・被害防止全国強調月間です。夏休みということもあり、本市でも、健全育成や夏休みの思い出づくりのため、様々な催しが企画されています。

公民館では、親子向けの講座・教室、学芸員体験など、図書館では、映画上映会、お話し会、図書館員体験など、スポーツでは、水泳教室や各種スポーツ教室などが開催され、夏休み中の子どもたちをサポートしています。多くのサポートに感謝したいと思います。

先週2日間にわたり、人事評価の第一段階として、各学校の校長先生との面談を教育部長とともにに行いました。「教育力の向上・不登校対策・働き方改革・信頼される学校づくり」など、自己観察書をもとに、1学期の成果と課題、また今後の計画など、学校経営全般にわたってお話を伺いました。教育委員会としても、「より良い学校づくり」に向けて、今後も学校現場と連携して課題に対応して行きたいと考えております。委員の皆様にも色々な場所でご助言をお願いいたします。

中学校では、県総体が 25 日から明日までの日程で開催されております。本市の中学校でも多くの部が予選を勝ち抜き県大会へ進んでおります。また、吹奏楽関連では、3 校が西関東大会の切符を手にしております。多くの活躍が見られ頗もしく感じます。

勝ったところ、負けたところ、共に多くの努力があったことだと思います。指導者もご苦労いただいたことと思います。負けた時や思いどおりにならなかつた時、監督や先生や親御さんが子どもたちにどんな言葉をかけるか大事な事だと思います。この時期になりますと、ある先輩校長の言葉を思い出します。その校長先生は、このように言っていました。

「努力とは、薄紙を一枚ずつ積み重ねるような忍耐と根気がいる作業ですが、しかし、どんな薄い紙であっても時間をかけて積み重ねれば必ず厚みを持ってきます。この厚みがすなわち実力がついてくるということです。例えば吹奏楽コンクールを勝ち抜くためには、その厚みが 30 センチメートル必要だったとすると、30 センチメートルの実力があれば予選を通過します。しかし、自分たちの厚みが 28 センチメートルで終わってしまうと予選通過出来ずに敗北ということになる。しかし、それでも 28 センチメートルまで積み重ねた成果は、目の前にきっと残っている。28 センチメートルを積み重ねる過程でまちがいなく貴方たちは成長した。楽器の演奏技術は勿論、諦めない心であったり、目標に向かって努力する姿であったり、チームワークを大事にする姿であったり、あるいは感謝の心であったり、あるいは友達と力を合わせて何かを成し遂げる、そのような達成観を味わったり、弱い自分の気持ちに打ち勝とうとする自分と気持ちを高めたり、数えきれない程の宝を貰っているはずだ」と。

努力は、時に報われないこともあるでしょう。これから的人生、どんなに努力しても報われないと感じることも多いと思います。しかし、努力した者は、その分成長することは確かなことです。努力は必ずしも成功を保証しないが、成長は保証するのではないでしょうか。本市の子どもたちも、様々な体験を通して、成長してくれることを期待したいと思います。

本日も様々な視点からご意見をいただくとともに、スムースな進行にご協力をお願いします。

以上、挨拶とさせていただきます。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。C委員、A委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第3回教育委員会定例会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。
一 同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、
D委員、B委員に署名をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長報告

教育長 7月の諸報告につきまして、主なものをご報告いたします。
資料をご覧ください。主なものについて、ご報告いたします。
1日から9日にかけて、市教委学校訪問がありました。委員の皆様には、
5月23日から続いた学校訪問にご協力いただきありがとうございました。
先ほど申し上げたとおり委員の皆様からご意見・感想等ありましたらお願
いします。
同じく、1日には、学校給食運営委員会が開かれました。
4日には、文化財保存活用地域計画協議会が開かれました。
5日には、富士川流域一斉河川清掃が行われ、中学校の生徒と教員も大
勢参加してくれました。これに先立って6月19日には、議会と市役所の
管理職、国交省の担当など100人近くでオオキンケイギクの除草をしたと
ころです。7月5日もゴミ拾いが主な目的ですが、中学生もオオキンケイ
ギクの除草に大分協力をしてくれました。
10日には、要保護児童対策地域協議会代表者会議が開催されました。ま
た、令和7年度末人事異動に関する、転退職希望調べの提出にかかる説
明会が開催されました。転職・退職希望者の調べにつきましては、例年1
月に取りまとめを行っておりましたけれども、今年度から8月に前倒しを
して希望をとることになりました。

11日には、山梨県教育委員会の教育監による市教委訪問がありました。
12日には、甲斐市山梨県人会総会が開かれました。
16日には、甲斐市図書館協議会が開かれました。

17日には、教員の多忙化対策検討委員会が開かれました。

24日、25日には、校長の人事評価について、自己観察書を基にした面談を行いました。

本日29日、定例教育委員会が開かれております。

以上、諸報告とさせていただきます。

教育長

それでは、議題に入ります。議題の審議に入ります前に、議題第1号「令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報保護の観点から、非公開とさせていただきたいと思います。

そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、討論なしで採決を行います。

委員の皆様にお諮りします。議題第1号の非公開について、賛成の委員の举手を求めます。

一 同

举手

教育長

ありがとうございました。举手多数であります。議題第1号の非公開は、可決されました。よって、議題第1号は非公開とします。

○議題

第1号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

【ここから非公開】

非公開とした議題第1号の審議が終わりましたので、これより公開いたします。

【ここから公開】

○その他

(1) 令和7年度地教委学校訪問の意見集約について

事務局

(資料説明)

教育長

まず学校からの意見集約について説明がございましたので、その点についてのご質問、ご意見をお願いします。次に委員の皆様から訪問の感想や

来年度に向けてご意見等がございましたらお願ひします。それでは、学校からの意見集約について何かございますか。

委 員 16校とも非常に適切であったという回答をいただいており、ご意見・要望とも、非常に好意的で、大変良かったと思いました。

教育長 委員の皆様も、もしかしたら全部の学校をご覧になりたいという希望もあるかとは思っているのですが、日程や訪問人数も減らす中で、このような形にしております。後ほどご意見をいただきたいと思います。その他、意見集約に関連して何かご質問等ございますか。

それでは長らく訪問にご協力いただきましたが、委員の皆様から訪問や学校の様子などの感想や、来年度に向けて何か改善点やご意見等ございましたら、それぞれお伺いしたいと思います。

委 員 私は、中学校を訪問して、学校側の対応職員が原則校長・教頭だったのですが、教務主任や学年主任も参加してくださいました。今まででは学年主任が参加しても、ただ話を聞いていただけというようなところもあったのですが、今年は学年主任に教育長から問い合わせまして、それぞれ学年の様子を話していただいて、中学校は学年の人数も多いのでそのような各学年のお話を聞けて、大変有意義であったと思います。これはどうしても学年主任が出席した方が良いとか、そのような問題ではないのですが、非常にお話を伺え良かった、また、協議が出来て良かったと思いました。以上です。

委 員 まず、アンケートの各学校からの意見集約にありますように、訪問の具体的な期日や方法について非常に良かったという回答を出していただいて良かったと思います。

学校を見させていただいた感想としては、どの学校も子どもたちの指導に先生方が共通理解をもって取り組んでいただいている印象を受けました。先生方の中でも、働き方改革に向けて少しでも先生方の働きやすい工夫がいくつか見られて良かったと思います。各学校からの要望・意見にありますように、学校訪問だけではなくて、日頃教育委員会事務局が学校に対しての支援やご指導など丁寧にされていることが励みになるとか、環境づくりや課題解決のために支援をいただいているということがいくつか見られましたので、日ごろのご苦労が学校にもきちんと伝わっていると感じました。

もう一つ、各学校とも色々な課題を持った児童生徒もいるのですが、そ

れを学校で色々な体制を組みながら取り組んでいただいているということも分かりましたし、学習環境や掲示物といった物についても、非常に整理整頓していただいている印象を持ちました。以上です。

委 員

非常に忙しい中、時間を割いていただいて大変ありがとうございました。私は、特に学校現場を知らないものですから、初めて実際の学校の様子を体験して、非常に参考になりましたし、このような機会では良いところが出てくると思います。逆に色々問題もあると思いますが、これを機会に情報をまとめて皆で共有していかなければいけないと感じたところです。学校側に負担をおかけするのかもしれません、この機会は非常に重要で、我々にとっても有意義なので、できれば全部の学校を見るとか、時間や機会を増やせると良いとも考えるのですが、それも難しいでしょうから、少なくとも今回のようない機会は必要と感じています。その上で、教育委員会としてきちんと学校のサポートをする、それから県や国への働きかけがどのようなことができるのか、あるいは地域にどう伝えていくのか、広めていくのかということは、十分協議をしていき、少しでも学校現場を支えていかなければいけないと感じました。大変有意義な機会でした。ありがとうございました。

委 員

学校からの質問の回答を拝見して、ポジティブな意見がとても多かったので、良かったと思いました。訪問の前に私たちの要望もよく聞いていたので、こちらから出した協議事項に関しても、口頭でもご説明いただいたおかげか、やはり統一感があって協議も聞きやすかったですし、意見も述べやすかったですと感じましたので事務局の皆様にも感謝申し上げます。

学校訪問について委員からもありましたが、私たちは特に学校現場に訪れる事がなかなか出来ないので、やはり日々の先生方のご苦労であったり、学校の雰囲気を知ったりする機会が無いので、学校訪問は大切な行事だと思っております。訪問時間や授業の見学時間も、今年はかなりゆっくり見られた気がしましたので、来年度以降も、今回のような形を踏襲していくだけだと大変良いと思いました。

全体の感想というと小学校を見た後に中学校を見に行くと、やはりどうしても活気が薄いというか、子どもたちがやはり小学校の方がもちろん幼いこと也有って伸び伸びしているという感じがあるのですが、中学校になるとやはり先生のお話ししていることを聞くことが多く、中学校の方が対

話や主体性を引き出すのに課題があると感じました。何度か教育長から、中学校でタブレットが上手く使えるのは、小学校での下地があったからだとおっしゃっていたので、中学校の方でも、小学校でどのような様子で子どもたちがいるのかということを把握していただいて、良いところや伸び伸びしている部分を中学校でもそのまま伸ばしていけるように、表現力をもった中学生になれるような指導をしていけると、もっと甲斐市の教育も良くなると思いました。

教育長

ありがとうございました。やはり送り出す方は送り出して終わり、受け取る方は受け取るで終わり、ということではなく、交流と言いますか、どのような指導をして、どのような子どもたちが来るのか共有すること、小学校側もどのように子どもたちが成長しているかを確かめるということも大事なことかと思いました。

私の感想は、私が現場にいた時よりは随分タブレットの活用が進んでいくという感想を持ちました。効果的に使うということで、ハイブリッド型でやってくれているという感想もありましたが、全体としては、使用頻度が高くなっているという感じはありました。

委 員

私も、数年前にG I G Aスクール構想が始まった年から比べて、非常に端末を活用した授業が進んでいる感想を持ちました。

もう一つ要望意見のところに、学校の概要説明が長くなり申し訳ありませんでしたとの意見がありましたが、これを書いているのはあそこの校長先生でしょうか。1時間ほど画面を見ながら説明していただいて非常によくわかったのですが、1時間の説明は長かったと思い、そのようなことが帰りの車中で話題となったのですが、このような意見が出たということは、学校に申し入れたのでしょうか。

事務局

有り体に申し上げますと、校長先生の時間設定の把握が少し違っていたところがあったようで、長かったということを私も感じましたので、何か意図があるのでしょうかと声をかけさせていただきました。すると、少し勘違いをしておりましたという回答がありましたので、おそらくここに反省を述べられたのではないかと思います。

委 員

大変充実した資料を用意してくださったので、おそらく全部読まないともったいないという感じかと思っていました。

教育長

詳しく分かったという面では、良い面もあったのですが、教室の時間が短くなってしまいました。

事務局 その意図が伝わっていなかったようです。授業を長く見たいので、全体を広げたということが、伝わっていなかったようで、伸びた分をどうしようとお困りになって、結果説明が長くなつたようです。

委員 授業を、二つに分けないで一回だけ見たのは、あの学校でしたか。通常は授業を、前半を見て、休み時間があって、そして後半見るという形になるではないですか。そうではなく、中休みが長くて時間がもつたいなかつた。その学校でしたか。

事務局 はい、そのとおりです。多くの学校は、概要説明を短くして、到着してすぐが2時間目の授業ぐらいの時間なので、そこをすぐ回り始めて、休憩を挟んで3時間目も続けて見るというパターンで組み上げるところが多いですよ、という話をさせてもらいました。

委員 そのようなことがわかつていらっしゃらなかつたということですね。

教育長 もう少し全体が長くなると概要説明が詳しくなつて、教室の時間も長くなるのですが、そこも難しいところがあるので、改善を考えていきたいと思います。事務局側で何かありましたらどうぞ。

事務局 事務局としましては、委員の皆様方の訪問の様子について大変ありがとうございました。本当によく授業を細かく、詳しく、そして非常に肯定的に見ていただいて、学校のコメントにあるとおり、それを懇談の中で非常に細かく、励まされるような形で学校に伝えていただいていたことが、学校としては本当に励まされる思いだったのではないかと思いました。私も元々は学校の人間ですが、私たちの目以上の授業を見る目といいますか、我々も大変気づかされるところや、本当に感心してしまうコメントをたくさん出させていたところが本当にすごいと思い、驚きを持って同席をさせていただいていたというのが一つです。本当にありがとうございました。

小学校と中学校の連携については、中学校の訪問をした時に、中学校の学年主任の先生方が出席され、学年の子どもたちの様子を報告していただく中で、小学校で大切にされてきた子どもたちなんだというコメントをしてくださいました。それが非常に印象的で、1年生の主任の先生でしたが、そのようなところに遡りながら今の目の前の子どもたちに向き合っているというところが、昔から小中連携と言われながら取り組んできている中で、本当に目指していたところが、実際に実現されている姿を見た思いがしました。私も自分のコメントでは、そのことを少しお話させていただい

たのですけれども、中学校の先生方が本当にそのような目を持っているというところが確認できたので非常に良かったと思っています。そのようなところが、段々他校でも広まっていくと良いと思いますし、もちろん小中連携と 10 年ほど前から盛んに言われて、甲斐市内でもそれぞれの小中を接続しながら連携の研究推進事業などに取り組んでいただいたのですが、そのようなところも受け継がれながら今があると思いますので、また是非、そのような視点を大事にしてほしいということを、また指導監、指導主事を通じて伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

教育長 その他ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし。

(2) 甲斐市フリースクール等利用料助成事業について

事務局 (資料説明)

委 員 補助金交付要綱ですが、4 ページの一番下に、「(3) フリースクール等の利用に対し、地方公共団体から本事業以外の補助金を受けている場合は、」とありますが、地方公共団体や甲斐市で、この補助金以外に事業があるのですか。

事務局 現状では特段そのようなものは把握していません。要綱ですので、今後、そのようなことも想定する中で、このような条項も定めているということをご理解いただきたいと思います。

委 員 まず、対象人数の 3 人というのは、事務局でも想定をされている中ですので良いと思います。予算額の 3 万円についても、半額は県の補助ということですが、文科省のフリースクールの月額平均が 3.3 万円ということでありましたので 3 万円という額も妥当かと思います。一点気になるのは、フリースクールの捉え方ですが、括弧書きで不登校児童生徒に対してとありますが、各民間施設は一定の教育理念で指導をしていて、必ずしも不登校の児童生徒に対してではないフリースクールもあると感じますし、保護者の考え方もあると思うところもあるのですが、その辺はどうでしょうか。

事務局 順番にお答えします。対象人数が 3 人で妥当と言っていただきました。現状把握している中で、3 人ということで絞ってきていますが、元々 3 月に学校に調査をかけて、学校が把握している中でフリースクール等を利用している児童生徒を把握しています。不登校状態で、なおかつ学校がこのようなところに通所しているということを把握できていない人も、もしか

したらいるかもしれない、そのような人が出てきた場合には、また補正予算等での対応を考えているというところが一つ目です。

不登校についてということですが、こちらも我々も検討をしてきておりまして、やはりフリースクール不登校ということではない状況、時代であるということは十分理解をしているところです。財政部局との説明や協議の中でも、フリースクールは様々な理由で学校に通っていない子どもたち、つまり「通えていない」という言い方ではなく、「通っていない」も含めて、そのようなところを利用している子どもたちも対象としますということで確認をしているところです。該当するのか、というところについては、出席ガイドラインの中でどのような施設に通っているのかというところを、きちんと把握をさせていただく。しっかりととした教育的な理念があるのか、営利目的に偏っていないか、そのようなところを申請の中で報告をしていただいて、こちらで精査をするということで考えていますので、必ずしも不登校ということは、要件としてはいらない建付けにしているところであります。

委 員

基本的な質問で分からなくて申し訳ありませんが、「指導要録上の出席扱い」ということの意味をもう少し説明していただきたいと思います。

また、経済的負担を軽減するということが目的の一つになっているということで、この指導要録上の出席扱いとして認められることが、経済的負担の軽減につながるのでしょうか。私が理解していないのでわからないのかと思いますが、その点を聞いたうえで、指導要録上の出席の基準となるガイドラインを作成されたということだと思いますが、これまでも個々の校長先生の判断で出席と認めるかどうか決めていたということは、要件というか大前提となるものがあるのかお伺いしたいと思います。

事務局

まず、「指導要録上の出席扱い」の説明が不十分で申し訳ありませんでした。学校にはそれぞれ個々の児童生徒の在籍と学習の記録として長期保存する書類があります。そこに出席日数が記載されます。それとはまた別に通知表というものもあります。そこにも1学期の出席は何日でしたというような記述があり、そのような形で出席日数や欠席日数が記載される書類が何種類かあります。指導要録というのは、学校の個人の記録としては一番重要なもので、保存管理も厳格なものになります。今までですと、学校に来ないと指導要録に欠席としてカウントされます。かつてはそうでした。例えば不登校の子どもたちが通っているオーケルームですね。そのよ

うなものについては、積極的にそこで学習をしているので、出席として認めましょうという流れになってきました。学校には来ていないので欠席として記録はあるのですが、大本の指導要録には出席として記載するようになってきていまして、それが指導要録上の出席扱いです。これが本人のその後の重要な証明にも繋がります。そこにフリースクールも含めていこうということです。

要件についてお話ししますと、先に委員のお話にもありましたが、どのようなところが認められるのか。学校に出席したと同じようにみなすということですので、しっかりととした教育の場であることが大前提としてあります。ただ、その判断は非常に幅があり、時代に応じて段々広がってきているということが、今回のことにも繋がっていると思います。

まずは教育的な理念やビジョンを持って子どもたちを受け入れている施設であること、これは大きな前提になると思います。後は、本来の在籍校と連絡をきちんと取り合う中で、通っている子どもたちの活動の様子が在籍校でも把握できること、これもかなり大事な要件とされてきました。内容については、教科の勉強をしているかということは、段々幅が出てきています。オールルームですと結構学習をしているのですが、フリースクールは、色々な主義主張の中で、体験を重視していたり、いわゆる教科の学習はしないというところもありますが、そこが認められる幅として出てきました。ただ、何でも良いというわけではないので、一定の基準線を作ろうというのが、このガイドラインになります。

経済的負担とどう繋がるのかということですが、話の始まりが新聞にも掲載されたのですが、フリースクールを運営している団体と県知事が懇談をする機会があり、その中で不登校の子どもたちがフリースクールに通いたいが、授業料が出せない家庭があり、来たくても来られない子どもがいるという話があったそうです。そこから端を発して今回のことになっておりまして、誰でもフリースクールに行きたい子どもを支援しようということではなく、行きたくても行けない子どもを支援しようということが出発点になっています。ただ、どのようなところに行っていても良いわけではないので、どこで線を引くかということで、指導要録で出席扱いとみなされるところであれば、そこはしっかりとして認められると、そのような理解をしています。

- 料が払えない家庭に支援することが柱です。
- 委員 元々指導要録上の出席扱いを認める制度的な背景はあるわけですね。
- 事務局 段々それが強くなってきているということです。
- 委員 明確ではない気がしまして、国の基準や指針があつて運用してきたのか。出席か出席ではないかの判断になりますので、制度的な裏付けはあるのでしょうか。
- 事務局 明文化されたことは今まで無かったので、そこを整理しようとしたのがガイドラインです。
- 委員 このガイドラインは、市のものですか。
- 事務局 県でも作っていますので、我々もそれを参照する形で、市としてのガイドラインを作っていくということです。
- 教育長 今まででは、校長会という会議の中で 16 校の校長先生と事務局で相談して、このような場合はどうするかと共通理解をしてきています。例えば、同じフリースクールに通っていても、ある小学校の子どもは出席扱いになり、別の小学校の子どもは出席扱いにならないということでは良くないで、そこはきちんと共通理解を図っていましたが、基準となるものが無かったので、この機会にガイドラインを作ることになりました。
- 委員 指導要録上の出席扱いとして認められるということは、学校側がフリースクールなり、オークルームなりに児童生徒が通っているということを情報共有できている場合に、指導要録に出席として記入されるということでしょうか。
- 事務局 そのとおりです。内容、活動等どのような過ごし方をしているか、という情報が十分共有できることも一つの基準になっています。
- 教育長 学校としては、登校していない子どもが今どのような状況か把握して、その中でフリースクールに行っているかどうか、しかもそれが準要保護の子どもかどうか、ということです。
- 委員 私も指導要録上というところが、一般人には馴染みがなくわかりにくいと思ったので、委員が質問をしてくださったおかげで大体わかったのですが、申請者がやはり一般の方ですので、申請する時にハードルが高すぎないか、補助額が適正かどうかを検討することが大切だと思っていました。補助額については先ほど説明があったのでわかったのですが、第 5 条の提出する書類に「指導要録上の出席扱いに関する申出書」が含まれているのですが、様式があるので様式を出してもらえれば良いのかもしれません。

今のお話からすると、このフリースクールに通うので指導要録上の出席扱いにしてもらえますか、というような内容になると考へてよろしいでしょうか。

事務局 事前に学校とよく相談するところから始まると思います。対象者がこれだけ少ない事業ですので、広くお知らせするということは考へておりませんので、あくまでも学校あるいは教育委員会が把握している中で個別にご案内するという形になろうかと思います。その中で学校と保護者でよく相談していただきて、あるいはその中には教育委員会も入って、おそらく認められるだろうという見込みを持ちますが、口頭で聞いただけでは決定できませんので、どこまで細かく把握をするか、そこを校長会などですり合わせていくところです。あまり細かすぎてもハードルが上がってしまうこともあります。

教育長 県の費用を使うところもありますので、県の審査にも合格する内容にしたいと思います。

委 員 今回3人を想定しているとの説明をしていただきましたが、今まで学校に行っていないので費用がかかっていないので就学援助費を受給していないということだと思います。一番下のお子さんが就学援助費を受給しているので、上の子が学校に行くようになれば対象になるだろうということですが、第7条の出席状況等報告書は、補助金を貰い始めてから通っているかどうかの判断になるのか、貰う時点でフリースクールに出席していることを示さなければいけないのか、どうなるのでしょうか。

教育長 フリースクールに行っていなければ、授業料の発生も無いので補助金も貰えないということになります。

委 員 認定されれば、4月にさかのぼって貰えるということでおよろしいでしょうか。

事務局 認定されれば、4月からさかのぼって支給します。

教育長 補助金が貰えるのならフリースクールに行きますということになると、行きだしてから支給ということになります。

その他ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見・質問なし。

(3) 「愛のパトロール」について

事務局 (資料説明)

委 員 自分の住んでいる地区で、声をかけたほうが良いかなと思うような行為があっても、一人では大人でも注意できないこともありますので、補導員、保護司、警察官などと一緒に見回って声かけする活動がとても大切だと思います。中学校で夏休みに入る前に、シーシャ（電子タバコの一種）に手を出さないようにとの紙が配られまして、そのような物が出回っているのだと危機感を感じましたので、参加者には暑さに気を付けていただき、見回りをお願いしたいと思います。

教育長 その他ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見・質問なし。

(4) 8月の行事予定について

事務局 (資料説明)

委 員 27日の総合教育会議ですが、今の段階で予定をしている議題がありましたら教えていただきたいと思います。

事務局 担当と打ち合わせを行っておりますが、今のところ子どもたちの安全確保についての案件が1つと、子育て支援の案件の2件で調整をしているところです。

教育長 その他ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見・質問なし。

○閉 会

教育長 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので本定例会の閉会を宣する。（午後3時）